

茨木市犯罪被害者等見舞金支給要綱

(目的)

第1 この要綱は、犯罪行為により不慮の死を遂げた者の遺族又は重傷病を負った者に対し茨木市犯罪被害者等見舞金（以下「見舞金」という。）を支給することにより、犯罪被害者等が受けた被害の早期回復及び軽減に資することを目的とする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者又は次に掲げる者であって、アからカまでそれぞれに掲げる事項によりやむを得ず本市の住民基本台帳に記録をされずに本市内に居住している者をいう。
 - ア 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第1項に規定する配偶者からの暴力を受けていた者
 - イ ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第6条に規定するストーカー行為等に係る被害を受けていた者
 - ウ 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待を受けていた者
 - エ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第2条第3項に規定する高齢者虐待を受けていた者
 - オ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）第2条第2項に規定する障害者虐待を受けていた者
 - カ その他本市の住民基本台帳に記録することで、自己の生命又は身体に危害を受けるおそれのある者
- (2) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為を除く。）をいう。
- (3) 犯罪被害者 犯罪等が行われた時に市民であった者で、当該犯罪等により被害を受けたものをいう。
- (4) 犯罪被害者等 犯罪被害者及びその遺族をいう。
- (5) 民間支援団体 犯罪被害者等の支援を行う民間の団体をいう。
- (6) 関係機関等 国、大阪府、警察、犯罪被害者等の支援を行う公共的団体、民間

支援団体その他の犯罪被害者等の支援に関係する者をいう。

(見舞金の支給対象者)

第3 見舞金の支給を受けることができる犯罪被害者等(以下「支給対象者」という。)は、次の各号に掲げる見舞金の区分に応じ当該各号に定める者とする。ただし、第1号又は第2号に該当する者のうち、過失による犯罪等の被害を受けた犯罪被害者等については、当該被害に対して公的な補償を受けることができない場合に限って、見舞金の支給を受けることができる。

(1) 遺族見舞金 人の生命又は身体を害する犯罪等の被害(被害届を警察に提出することが困難であると認められる場合を除き、被害届が受理されているもの)により死亡した犯罪被害者の遺族

(2) 重傷病見舞金 人の生命又は身体を害する犯罪等の被害により、1月以上の療養を要する傷害又は疾病(以下「重傷病等」という。)を負った犯罪被害者

(見舞金の額)

第4 第3各号に掲げる見舞金の額は、次の各号に定めるところによる。

(1) 遺族見舞金 10万円

(2) 重傷病見舞金 3万円

2 前項の規定にかかわらず、重傷病見舞金の支給を受けた犯罪被害者が当該重傷病見舞金の支給に係る犯罪等に起因して死亡した場合の遺族見舞金の額は、前項第1号に掲げる額から当該重傷病見舞金の金額を控除した額とする。

(遺族の範囲等)

第5 第4第1号に規定する遺族は、犯罪被害者の死亡当時において次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 犯罪被害者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)

(2) 犯罪被害者の子(養子縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。)、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹(主として犯罪被害者の収入によって生活を維持していた者に限る。)

(3) 前号に該当しない犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

2 前項に掲げる者が見舞金の支給を受ける順位は、同項各号に掲げる順序とし、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

(支給の制限)

第6 支給対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、見舞金を支給しない。

(1) 犯罪被害者(この要綱に規定する見舞金の支給を受けるべき者であつて、当該犯罪等が行われた時点で18歳未満であつた者を除く。)又はその遺族(当該犯罪

等が行われた時点で18歳以上であった者に限る。)と加害者との間に親族関係(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。)がある場合。ただし、婚姻を継続し難い重大な事由が生じていた場合その他の当該親族関係が破綻していたと認められる事情がある場合については、この限りでない。

(2) 犯罪被害者又は第7第1項に規定する申請者が次に掲げる行為を行った場合その他の犯罪等の被害につき当該犯罪被害者又は申請者にもその責めに帰すべき行為があった場合

ア 当該犯罪等を教唆し、又はほう助する行為

イ 過度の暴行又は脅迫、重大な侮辱等当該犯罪等を誘発する行為

ウ その他当該犯罪等に関連する著しく不正な行為

(3) 犯罪被害者又は第7第1項に規定する申請者が茨木市暴力団排除条例(平成24年茨木市条例第31号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当する者であった場合

(4) 前3号に掲げる場合のほか、犯罪被害者が当該犯罪等を容認していた場合その他犯罪被害者の遺族又は親族と加害者との関係その他の事情から判断して見舞金を支給することが社会通念上適切でないとして認められる場合

(5) 重大な過失があると市長が認めた場合

(6) 前各号に類する行為で特に市長が不相当と認めた場合

2 同一の犯罪等により生じた火災により、茨木市災害見舞に関する条例(昭和45年茨木市条例第7号)の規定に基づく災害弔慰金若しくは災害見舞金の支給を受けた場合は、見舞金を支給しない。

(見舞金の支給申請)

第7 見舞金の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、茨木市犯罪被害者等見舞金支給申請書(様式第1号)に犯罪被害に関する申立書(様式第2号)及び次の各号に掲げる見舞金の区分に応じ当該各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 遺族見舞金 次に掲げる書類

ア 犯罪被害者の消除された住民票の写しその他の当該犯罪等が行われた時に市民であったことを証する書類

イ 犯罪被害者の死亡診断書その他の死亡の事実及び死亡の年月日を証する書類

ウ 申請者と犯罪被害者との続柄を証する戸籍全部(個人)事項証明書その他の地方公共団体の長が発行する証明書

エ 申請者が、婚姻又は養子縁組の届出をしていないが犯罪被害者と事実上婚姻又は養子縁組関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めるこ

とができる書類

オ その他市長が必要と認める書類

(2) 重傷病見舞金 次に掲げる書類

ア 犯罪被害者が、当該犯罪等が行われた時に市民であったことを証する書類

イ 犯罪被害者の重傷病等の状態及び療養に係る日数を確認することができる書類の写し

ウ その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、当該犯罪等の被害による死亡若しくは重傷病等の発生を知った日から2年を経過したとき又は当該死亡若しくは重傷病等が発生した日から7年を経過したときは、することができない。ただし、当該犯罪等の加害者により身体の一部を不当に拘束されていたことなど、申請期間内に申請しなかったことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときは、この限りでない。

(支給決定)

第8 市長は、第7の規定による申請があったときは、その内容を審査し、速やかに見舞金の支給の可否を決定し、茨木市犯罪被害者等見舞金審査結果通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による決定を行うために必要があると認めるときは、当該犯罪被害者又は申請者の同意を得て、関係機関等に対し、犯罪等の被害に関する情報、犯罪被害者との続柄又は居住の実態その他必要な事項を調査することができる。

(見舞金の支給)

第9 市長は、第8の規定により見舞金の支給を決定したときは、茨木市犯罪被害者等見舞金審査結果通知書を送付した日後速やかに当該見舞金を支給するものとする。

(支給決定の取消し)

第10 市長は、見舞金の支給の決定を受けた者(以下「支給決定者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、当該支給の決定を取り消すことができる。

(1) 支給決定者が見舞金の支給を受ける資格がないと判明した場合

(2) 偽りその他不正の手段により当該支給の決定を受けたと認めた場合

2 市長は、前項の規定により支給の決定を取り消したときは、茨木市犯罪被害者等見舞金支給決定取消通知書(様式第4号)により支給対象者に通知するものとする。

(見舞金の返還)

第11 市長は、第10の規定により支給の決定を取り消した場合において、既に見舞金を支給しているときは、当該見舞金を返還させることとする。

(委任)

第12 この要綱に定めるもののほか、見舞金の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

(適用区分)

2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に発生した犯罪等に係る犯罪被害者等について適用する。

様式第2号（第7関係）

犯罪被害に関する申立書

年 月 日

（申請先）茨木市長

被害の概要

被害届の提出 又は事故の届出	有 ・ 無	被害届提出日 又は事故の届出日	年 月 日
罪 種		届出警察署	警察署
被害者の氏名	ふりがな 氏 名		
生年月日	(年 月 日)		
被害届の受理番号等 ※わかる方は記入		被害年月日：	年 月 日
被害時の住所			
被害場所			
被害者及び申請者について	<input type="checkbox"/> 被害者及び申請者は、犯罪等を誘発する行為 その他犯罪等の被害につき、その責めに帰す べき行為は行っていません。		

私は、上記の申立て内容について、警察当局へ確認を行うこと及び必要に応じて警察又は検察当局に事件の処理状況（送検の確認または処分の状況等）を確認することについて、同意します。

ふりがな
氏 名 _____

住 所 _____

電話番号 _____

犯罪被害者との続柄 _____

様式第3号（第8関係）

茨木市指令 第 号

茨木市犯罪被害者等見舞金審査結果通知書

第 号
年 月 日

様

茨木市長

印

年 月 日付けで申請のありました、茨木市犯罪被害者等見舞金の支給については、次のとおり決定しましたので、通知します。

- 1 （遺族見舞金・重傷病見舞金）について支給します。

支給金額 円

- 2 （遺族見舞金・重傷病見舞金）について支給しません。

支給しない理由：

様式第4号（第10関係）

第 号
年 月 日

様

茨木市長

印

茨木市犯罪被害者等見舞金支給決定取消通知書

年 月 日付け 第 号にて支給決定した茨木市犯罪被害者等見舞金については、次のとおり支給決定を取り消したので、茨木市犯罪被害者等見舞金支給要綱第10第2項の規定により通知します。

1 取消しの内容

2 取消しの理由